



2026年6月16日

株 主 各 位

会社名 フクダ電子株式会社  
代表者名 代表取締役社長 白井 大治郎  
(コード：6960、東証スタンダード市場)  
問合せ先 社長室 経営企画部  
(TEL. 03-5684-1558)

### 第79回定時株主総会付議議案の一部撤回及び修正に関するお知らせ

当社は、2026年6月16日開催の取締役会において、2026年6月26日に開催される第79回定時株主総会に付議予定の「第1号議案 取締役11名選任の件」の一部を撤回し、また、これに伴い「第2号議案 社外取締役の報酬限度額改定の件」及び「第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件」の記載内容の一部を修正することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 一部撤回及び修正の理由

取締役候補者の福田孝太郎（候補者番号1番）が、2026年6月16日付で辞任したため、本日開催の取締役会決議により、福田孝太郎を第1号議案における取締役候補者とすることを撤回し、また、第2号議案及び第3号議案の記載内容を一部修正することを決定いたしました。

#### 2. 一部撤回による修正内容（修正部分に下線を付しております。）

「第79回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」における記載事項

##### ①第1号議案の修正

##### 【修正前】

##### 第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役11名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。

##### 【修正後】

##### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役10名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。

【その他】 上記修正に伴い、以下の修正を行います。

- ・第79回定時株主総会招集ご通知株主総会参考書類36 ページ記載の福田孝太郎の略歴等の記載を削除
- ※同43ページ記載の「【ご参考】スキル・マトリックス」は、2026年3月31日現在のスキルを示しているため、同氏に関する記載は削除いたしません。

## ②第2号議案の修正

### 【修正前】

#### 第2号議案 社外取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において、年額10億円以内（うち社外取締役分200万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、近年、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため社外取締役を増員していること、及び、昨今の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、取締役の報酬限度額を年額10億円以内に据え置いたうえで、社外取締役分の報酬限度額を年額400万円以内に改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案の内容は、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、加えて、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会において決議したものであり、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役5名）となります。

### 【修正後】

#### 第2号議案 社外取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において、年額10億円以内（うち社外取締役分200万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、近年、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため社外取締役を増員していること、及び、昨今の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、取締役の報酬限度額を年額10億円以内に据え置いたうえで、社外取締役分の報酬限度額を年額400万円以内に改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案の内容は、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、加えて、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会において決議したものであり、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役5名）となります。

## ②第3号議案の修正

### 【修正前】

#### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

##### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「現行BBT制度」といいます。)の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が2021年3月1日に施行されたことに伴い、法令改正に伴う手続上の改定及び2024年6月27日開催の第77回定時株主総会において制度の一部を改定することについてご承認いただき、今日

に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用することによって、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、現行BBT制度を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）へ移行することについて、ご承認をお願いするものであります。上記の目的、及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の指名・報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、第2号議案としてご承認をお願いしております取締役の報酬額（年額10億円以内（うち社外取締役分40百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

（後略）

#### 【修正後】

#### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

##### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、法令改正に伴う手続上の改定及び2024年6月27日開催の第77回定時株主総会において制度の一部を改定することについてご承認いただき、今日に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用することによって、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、現行BBT制度を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）へ移行することについて、ご承認をお願いするものであります。上記の目的、及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の指名・報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、第2号議案としてご承認をお願いしております取締役の報酬額（年額10億円以内（うち社外取締役分40百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会

にご一任頂きたいと存じます。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

(後略)

以上の修正に伴い、既にインターネット又は書面(郵送)により行使していただきました第1号議案の議決権につきましては、撤回による修正後の取締役候補者10名に関するもののみを有効なものとして取り扱わせていただきます。また、今後行使される第1号議案の議決権につきましても、同様に、撤回による修正後の取締役候補者10名に関するもののみを有効なものとして取り扱わせていただきます。なお、当日ご出席されない株主様につきましては、行使期限であります2026年6月25日午後5時30分まで引き続き議決権を行使していただくことが可能ですので、インターネット又は書面(郵送)により議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

以 上